

文教厚生委員長報告（概要）

議案8件を原案可決

田中 廣次
委員長

【議案第88号】南島原市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

0円減額し、請負代金を16億4,803万7,600円に変更契約する。

【質疑】国民健康保険税の減額、軽減に7割、5割2割あり、その基礎控除額を33万から43万に引き上げたことにより、市民にとつての影響はあるのか。

【質疑】建設残土は場内に仮置きしたとのことだが、この前は、堂崎港に仮置きしたという説明だったが。

【答弁】給与の収入者にすると、給与の給与控除がある。今までは収入から65万円を引いて所得を出していた。その65万円が55万円に引き下げられ、所得が10万円増えるので、それを是正するため33万から43万円に引き上げたということである。年金も同じで、給与所得者等や年金の方には、影響はない。

【答弁】現在残土は場内に仮置き、一部は堂崎港に仮置きしている。

【質疑】堂崎港に一部残しているのは、残土として処分するのか、それともまだ使うところがあるのか。

【答弁】基本的には、残土というか埋戻しの流用土として使う予定である。最終的に余れば、処分することになると思う。

【質疑】今回の請負契約の変更は、最終的な変更なのか。「余れば処分する」ということなら金額が変わる可能性もあるのか。

【答弁】今回の変更は、金額は最終ということで考えている。若干数量が変わ

【議案第90号】有家小学校新築工事（建築工事）請負契約の変更について

【質疑】調査ボーリングとして6センチ、7センチの小さいボーリングを敷地全体で4か所行った。転石がありそうだというのは分かるが、転石の大きさなどは把握ができていなかった。今回は実際に掘って転石が多かったの

【議案第92号】有家小学校新築工事（機械設備工事）請負契約の変更について

【質疑】騒音や近隣住宅への影響は設計の段階で分からなかったのか。

【答弁】調査ボーリングと転石がありそうだというのは分かるが、転石の大きさなどは把握ができていなかった。今回は実際に掘って転石が多かったの

【議案第95号】令和2年度南島原市一般会計補正予算（第8号）

【質疑】湯楽里は、指定管理の委託料ということで委託契約を結んでいる。今回変更が出た分については、改めて変更契約の形で契約の締結をしたいと思います。新しい生活様式の補助金だが、上限10万円という補助金である。湯楽里にも協議検討してくれとの話をした。県の要綱では、公営事業として国や地方公共団体からの委託を受けている施設、いわゆる指定管理は、この対象にはしないと要綱にあり、湯楽里は該当しないということである。

【質疑】湯楽里の指定管理運営委託料として、今回591万4千円計上してあるが、現在指定管理委託料として500万円で契約している。契約が伴うので、500万円に上乗せし、この分を追加変更

【議案第96号】令和2年度南島原市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

【質疑】会計検査院による実施検査で算定方式を過大に算定しているとの指摘がある、平成27年度分の補助金の返還金4,413万3千円など増額する。

【質疑】会計検査が入って指摘されたとのことだが、24年に会計検査が入ったときには指摘はなかった。27年度に会計検査が入ったとき本市は対象外だったが、県内の自治体は同じように指摘を受けたのか、また、現在は国保連合会から来たしセプトはきちんと振り分けがされているのか。

【答弁】27年度は雲仙市、長崎市と大村市が指摘を受けている。27年の会計検査が入ったときに、国保連合会のデータ抽出自体を振り分けをするように、ということなのでデータを交換した。その後新しいシステムが入って、病名、薬の点数から全て精査し大きいほうしか取らないようなシステムに代わっている。28年度以降の請求は間違いない。30年の会計検査において、28年、29年分の指摘は受けていない。



台風による口之津プールテントの破損

で、工法の変更を行った。【議案第95号】令和2年度南島原市一般会計補正予算（第8号）

【質疑】湯楽里は、指定管理の委託料ということで委託契約を結んでいる。今回変更が出た分については、改めて変更契約の形で契約の締結をしたいと思います。新しい生活様式の補助金だが、上限10万円という補助金である。湯楽里にも協議検討してくれとの話をした。県の要綱では、公営事業として国や地方公共団体からの委託を受けている施設、いわゆる指定管理は、この対象にはしないと要綱にあり、湯楽里は該当しないということである。

【質疑】湯楽里は、指定管理の委託料ということで委託契約を結んでいる。今回変更が出た分については、改めて変更契約の形で契約の締結をしたいと思います。新しい生活様式の補助金だが、上限10万円という補助金である。湯楽里にも協議検討してくれとの話をした。県の要綱では、公営事業として国や地方公共団体からの委託を受けている施設、いわゆる指定管理は、この対象にはしないと要綱にあり、湯楽里は該当しないということである。